

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	制御棒のパターン調整を行っていたところ、原子炉水位高を示す警報が発生し、主タービンならびに原子炉が自動停止した。 今後、原因について詳細に調査する。 本事象による外部への放射能の影響はない。	G I	11月2日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	試料採取系原子炉格納容器内酸素濃度記録計に指示値不良（指示値の乱点）が認められたため、当該酸素濃度記録計を点検・修理	G III	
2	1号機	社内マニュアルで定めている定例試験「主蒸気タービン軸電圧測定」（毎週1回）のうち、10月12日実施分が「未実施」であることが認められたため、対応検討	G II	
3	1号機	活性炭ホールドアップ装置建屋のドレンサンプポンプ運転状況記録計に印字不良が認められたため、当該運転状況記録計の印字機構を点検・修理	G III	
4	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（南側）の窒素ガス充填配管元弁と補充ホースの接続部に接続状態不良が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
5	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（14-35）用アキュムレータの圧カスイッチ取付け部より窒素ガスの微少リーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
6	2号機	原子炉再循環系ポンプ（A）駆動用電動機冷却用水入口配管のフランジ部より水のリーク（10秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
7	2号機	定期事業者検査「原子炉格納容器漏えい率検査」の準備における原子炉格納容器の昇圧操作中に試料採取系の隔離弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁の開閉動作により弁の座りを改善	G III	
8	3号機	活性炭ホールドアップ装置建屋屋上の気体廃棄物処理系補機冷却水系サージタンク室付近の鉄柱に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
9	3号機	活性炭ホールドアップ装置建屋屋上の気体廃棄物処理系補機冷却水系サージタンク用レベルスイッチ検出元弁の保温材に破損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
10	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）海水側ベント弁に詰まりが認められたため、当該弁を点検・清掃	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	タービンランド蒸気系蒸化器室弁システム漏洩温度検出器の不良による「蒸化器弁システム漏えい温度高」警報が発生したため、対応検討	G III	
12	5号機	タービン建屋天井クレーン（175トン）の点検において、主巻用フックブロックの一部に損傷が認められたため、原因調査及び対応検討	G II	12月14日再審議にて グレード変更 G III→G II
13	5号機	タービン建屋（北側）空調機室の床ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ドレンファンネルを点検・清掃	G III	
14	5号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）のドレン移送ポンプ（A/B）のグラウンド部にグランドリーク水の増加が認められたため、当該部を点検・調整	G III	
15	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）用ターニング装置に結合不良が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
16	5号機	試料採取系原子炉格納容器内酸素濃度記録計に指示値の上昇傾向（4箇所中、1箇所の測定点のみ）が認められたため、調査後、対応検討	G III	
17	5号機	原子炉自動停止後の制御棒動作確認において、制御棒（17本）に引抜き操作不可が認められたため、当該制御棒駆動水圧制御装置を点検	G III	
18	6号機	所内ボイラ設備用給水ポンプ（A）のグランドリーク水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
19	集中環境施設	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（B）の点検において、シャフトに腐食が認められたため、当該シャフトを交換	G III	
20	集中環境施設	高温焼却炉建屋不燃物搬送コンテナ仮置エリア用フォークリフトの充電用コンセント接続部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
21	集中環境施設	主プロセス建屋換気空調系廃棄物処理エリア用排気ファン入口排気処理装置（B）の本体締付けボルト（16本中、5本）に折損が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
22	その他	使用済燃料共用プール建屋換気空調系燃料貯蔵エリア用給気ルーバー室入口扉に開閉操作不可が認められたため、当該扉を点検・修理	G III	